

かすみがうら市まち・ひと・しごと創生総合戦略本部設置要綱

(設置)

第1条 まち・ひと・しごと創生に関する施策を全庁的に推進するため、かすみがうら市まち・ひと・しごと創生総合戦略本部（以下「本部」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 本部の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 人口ビジョンの策定に関すること。
- (2) まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定及び施策の推進に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、まち・ひと・しごと創生に関し本部長が必要と認める事項

(組織)

第3条 本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

- 2 本部長は、市長をもって充てる。
- 3 副本部長は、副市長及び教育長をもって充てる。
- 4 本部員は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。

(本部長及び副本部長)

第4条 本部長は、本部を総括する。

- 2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるとき、又は本部長が欠けたときは、副本部長のうち本部長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(本部会議)

第5条 本部会議は、本部長が招集し、その議長となる。

- 2 本部長は、第1条に規定する目的を達成するため必要と認めるときは、本部員以外の関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(専門部会)

第6条 本部は、所掌事項を専門的に調査検討するため、専門部会を置くことができる。

2 専門部会の長及び構成員は、本部長が指名する。

3 専門部会について必要な事項は、本部長が定める。

(委任)

第7条 この訓令に定めるもののほか、本部の運営について必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成27年2月20日から施行する。

別表（第3条関係）

かすみがうら市まち・ ひと・しごと創生総合 戦略本部員	市長公室長
	総務部長
	市民部長
	保健福祉部長
	環境経済部長
	土木部長
	教育部長
	水道事務所長
	消防長
	会計管理者
	議会事務局長
	農業委員会事務局長